

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	指導要録のデジタル化に関する運用規則の定義
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	指導要録のデジタル化については、学校教育法上明記されておらず、慣習上、児童等の進学、転学時における指導要録の引き継ぎの際に「記録用紙に押印する」必要があるため、進んでいない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>学校教育法施行規則 第二十四条 2項、及び3項</p> <p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。</p> <p>○2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>○3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し(転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。)及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	指導要録のデジタル化に関する運用規則を定義すべきである。